

クーリングシェルター普及啓発デザイン作成業務 企画提案募集要領

次のとおりクーリングシェルター普及啓発デザイン作成業務の企画提案を公募します。

1 事業の目的

国は、熱中症対策を強化するため、「気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）」を 2024 年 4 月 1 日に一部改正し、市町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）※の指定を始め、熱中症予防を強化するための仕組みを創設した。

県内市町村は、令和 6 年 8 月 5 日現在で 902 施設をクーリングシェルターとして指定しているが、未だその認知度は十分と言える状況にはない。

そのため、クーリングシェルターの認知度を向上させるとともに、熱中症予防行動を呼びかけるため、のぼり及びポスター等に用いる県内統一デザインを作成する。

※指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは

暑さをしのげる場の確保として、市町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たすことから指定した施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）のこと。

熱中症特別警戒情報（以下、「熱中症特別警戒アラート」という）の発表時にはこのクーリングシェルターを開放しなければならないこととされている。

（施設によっては、期間を定めて熱中症特別警戒アラート発令時以外の平常時も開放している場合がある。）

なお、熱中症特別警戒アラート発表時であっても、自宅にエアコンがある場合等、涼しい環境が確保できる際には、クーリングシェルターへの移動は必須ではない。

2 業務の内容

仕様書のとおり

3 契約条件

（1）委託金額限度額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

（2）契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 129 条の 3 に該当する場合は免除する。

（3）契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

(4) 委託費の支払条件

事業終了後の精算払いとする。

(5) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件のもとで、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して仕様書を決定するため、委託金額が見積額と同じになるとは限らない。

4 応募資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 「令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（(大分類)「03. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」のうち、取扱内容（小分類）「04. デザイン」の項目が登録されていること。
- (4) 複数の事業者による共同事業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおり。
 - ア 共同事業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同事業体を構成する全ての事業者が、応募資格（1）～（3）の要件を満たす者であること。

5 応募方法

(1) 提出書類及び提出部数

応募者は、下記に示す書類を作成し提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

提出書類	提出部数
参加表明書兼応募資格確認書（様式 1）	正本 1 部
企画提案書（様式 2）	正本 1 部 副本 5 部
社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）	正本 1 部
その他 ・組織概要、事業概要がわかるもの（会社パンフレットなど） ・事業実績に記載した内容が確認できる資料（事業名、事業内容、実施時期、規模等のわかる資料）	各 1 部

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。

(3) 提出期限及び場所

令和6年12月5日(木)午後5時

愛知県環境局地球温暖化対策課 調整・企画グループ

(郵送の場合は、期限までに必着とする。)

(4) 書類作成上の注意事項

- 様式2について、2ページ目以降には提案者名(事業者名)は記入しないこと。
- 用紙サイズはA4判縦(横書き、要ページ番号)とする。
- 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、ステープラ又はクリップで留める。
- 企画提案は1事業者につき1案とする。
- 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(5) 業務内容等に関する質問等

質問事項については、令和6年11月26日(火)午後5時までに、愛知県環境局地球温暖化対策課宛てに電子メールで提出すること。(電子メールの送信後に電話連絡すること。)

受け付けた質問については、令和6年11月28日(木)(予定)までに愛知県のWebページに回答を掲載する。

(6) その他

- 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

6 企画提案書の記載内容

企画提案書には、次の(1)から(4)の内容について記述する。

(1) 業務に関する企画等

次のア～ウについて、簡潔に記述すること。

ア 実施方針及びスケジュール

事業の目的を達成するための事業全体に係る実施方針と、事業を実施するに当たり、具体的なスケジュールを記述すること。

イ 具体的な企画内容

長期に渡り、高齢者や子ども等の熱中症弱者に向けてクーリングシェルター等の情報を効果的に発信できるデザインを作成するために、イラストレーターの設定方法等について具体的に提案すること。

また、著作権その他の権利関係の調整に関する事業の進め方を記述すること。

ウ 追加提案

その他、業務の趣旨を踏まえた効果的な追加提案等があれば記述すること。

(2) 事業実施体制及びスタッフの業務経歴

事業を受託した場合の業務実施体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等）及び業務に従事するスタッフの業務経歴を記述すること。

(3) 事業の受託実績

過去3年間（令和3年度～令和5年度）に主催又は受託した類似業務の取組実績（最大3件）を記述すること。なお、記載項目は、業務名、発注機関名（受託事業の場合）、発注金額、履行期間、業務の概要とすること。

(4) 概算費用

事業の実施に係る概算費用（見積額）を内訳が分かるように項目ごとに記述すること。

7 選定及び委託先の決定

(1) 事前審査（書面）

企画提案書の提出が4案以上あった場合は、書面による事前審査を行い、提案数を3案に絞り込む。事前審査の結果については、令和6年12月9日（月）までに各提案者に個別に連絡する。

(2) 選定方法

委託者が設置する選定委員会において、提出された企画提案について書面審査及び企画提案者によるプレゼンテーションにより最優秀企画提案を選定する。

選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

(3) プレゼンテーション

ア 開催日等

令和6年12月中旬頃に県庁内会議室において開催予定。日時等が決定次第、参加資格を有することを県が確認した提案者に、個別に連絡する。

イ 実施方法（予定）

企画提案書の内容説明（10分間）、質疑応答（10分間）

(4) 選定基準

以下の項目について評価し、総合的に選定を行う。

審査項目	審査内容
1 実施方針及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none">・実施方針は事業目的と照らして適切か。・スケジュールは適切に設定されているか。
2 具体的な企画	<ul style="list-style-type: none">・目的を達成するために十分な内容であるか。・今後長期に渡り、高齢者や子ども等の熱中症弱者に向けてクーリングシェルター等の情報を効果的に発信できるデザインを提案しているか。・著作権その他の権利関係の調整などに十分配慮したものであるか。

3 追加提案	・クーリングシェルターの認知度を向上させる効果的な取組であるか。
4 実施体制及びスタッフの業務経歴	・委託業務の各項目について、業務遂行のための実施体制は適切か。
5 事業の受託実績	・デザイン作成に関する業務実績は十分か。
6 概算費用	・必要な経費が、適切な数量・単価で計上されているか。
7 社会的取組状況	・環境に配慮した事業活動、あいち生物多様性企業認証制度の取得、障害者等への就業支援、男女共同社会の形成、仕事と生活の調和。

(5) 選定結果については、各提案者に文書で通知する。

(6) 選定事業者と協議の上で、委託契約を行う。協議が不成立の場合は、次点の企画提案を行った事業者を繰り上げて委託契約候補者とする。

(7) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

(8) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募する資格のない者が提案したとき。

イ 提出期限までに提出先に書類が提出されなかったとき。

ウ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき、審査の公平性に悪影響を与える行為をしたとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 契約締結までのスケジュール（予定）

	実施項目	実施日
1	公告（企画提案募集開始）	令和6年11月20日（水）
2	募集要領に関する質問の受付	令和6年11月20日（水）から 令和6年11月26日（火）午後5時まで
3	企画提案提出締切	令和6年12月5日（木）午後5時まで
4	選定委員会による企画提案審査	令和6年12月中旬頃
5	選定結果の通知	選定委員会での決定後速やかに行う
6	契約締結	令和6年12月中旬頃

9 問合せ・提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎6階

愛知県環境局地球温暖化対策課調整・企画グループ

担 当 中瀬

電 話 052-954-6213（ダイヤルイン）

Eメール ondanka@pref.aichi.lg.jp